ることになっていること。

b)　ICAOが、AM(R)Sシステムのための認められた国際航空標準を発表すること。

c)　決議第114（WRC-12、改）が5091-5150MHzの周波数帯におけるFSSとARNSの間での共用条件に適用されること。

以下に留意し、

a)　必要なFSSの送信局の数は制限される可能性があること。

b)　AM(R)Sで5091-5150MHzの周波数帯を使用するに当たり、現在又は計画中のFSS（地球から宇宙）によるこの周波数帯の使用が確実に保護される必要があること。

c)　ITU-Rの研究では、5091-5150MHzの周波数帯で運用されるAM(R)SとFSSの間の共用性を確保する方法が定められており、考慮事項e)で触れられているAM(R)Sシステムについては共用性が示されていること。

以下を決議し、

1　5091-5150MHzの周波数帯で運用されるどのAM(R)Sも、ARNSで運用されているシステムに有害な混信を与えたり、同システムからの保護を要求したりしないこと。

2　5091-5150MHzの周波数帯で運用されているどのAM(R)Sも、当該周波数帯で運用するFSSシステムとの両立性を確保するために、ICAOの国際民間航空条約の第10附属書で公表されたSARPの要件及びITU-R勧告M.1827の要件を満たすこと。

3　第4.10号の規定を一部満たすためもあり、5091-5150MHzの周波数帯で運用するFSSの局についての距離の調整は、AM(R)S局で受信するFSSの送信機からの信号が−143dB（W/MHz）を超えないことを確保することを基礎にしており、その場合の必要な基本的送信損失は、ITU-R勧告P.525-2及びITU-R勧告P.526-11で定められている方法を用いて決定しなければならないこと。

以下を要請し、

1　主管庁は、AM(R)Sについての共用研究に必要な技術上及び運用上の基準を提供し、そのような研究に積極的に参加すること。

2　ICAO及び他の機関は、そのような研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第749（WRC-12、改）　移動アプリケーション及び他の業務での第一地域の国々及びイランにおける790-862MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　470-862MHzの周波数帯の優れた伝搬特性は、人口密度の小さい広大な地域を含めて、有効範囲の点で経費的に効率的な解決法を提供するのに有益であること。

b)　地理的に同じ区域での放送局と移動業務の基地局の運用は、共用性の問題を生じさせる可能性があること。

c)　多くの地域社会においては、都市の中心部に比べて特に対応が遅れていること。

d)　放送の補助アプリケーションは３つの地域全てで470-862MHzの周波数帯を放送業務と共用しており、この周波数帯でその運用が続けられることが期待されていること。

e)　この周波数帯においてはとりわけ地上テレビジョン放送や他の業務を十分に保護することが求められること。

以下を認め、

a)　無線通信規則の第５条では、790-862MHzの周波数帯又はその一部が、一次的基礎で放送を含む様々な業務に分配され、使用されていること。

b)　170-230/470-862MHzの周波数帯において、モンゴルを除く第一地域の全ての国及びイランには、GE06協定が適用されること。

c)　アナログからデジタルテレビへの移行によって、790-862MHzの周波数帯がアナログ及びデジタルの双方の地上伝送に使用される状況が予想されており、移行期間における周波数幅の要求は、アナログ放送だけの単一の使用よりも大きくなる可能性があること。

d)　デジタルへの切替えにより新しいアプリケーション向けの周波数利用の機会を生み出すかもしれないこと。

e)　デジタルへの切替えの時期は国によって異なること。

f)　異なる業務によって周波数を使用する時には、共用検討の必要性を考慮すべきこと。

g)　無線通信規則がIMTのために一定の周波数帯を特定しても、当該周波数帯に分配されている他の業務のアプリケーションによるその周波数帯の使用を妨げるものではなく、無線通信規則上の優先権を確立するものでもないことを定めていること。

h)　GE06協定には、地上放送業務及び他の地上業務に関する規定、デジタルテレビのためのプラン及び他の一次地上業務のリストが含まれていること。

i)　GE06協定は、470-862MHzの周波数帯において、アナログプランの割当てがもはや保護されず、GE06協定の協定国に容認できない混信を生じさせないことを意味する移行期間の終了日である2015年６月16日を設定したこと。

j)　決議第749（WRC-07）の規定に基づいてITU-Rが行った研究は、放送と個別調整の必要性を生じさせることにならなかったが、基地局からの累積的な混信の影響の可能性が重要であることと、一方において実際上は累積的混信の影響の可能性はさほど重要ではなかったことを示したこと。

k)　ITU-Rは決議第224号（WRC-07、改）の規定に基づいて、包括的な勧告及び報告の制定と完成を目的として研究を開始し、当該研究では累積的な混信の影響の考慮が必要であること。

以下を更に認め、

a)　790-862MHzの周波数帯は、更に広い周波数帯の一部として、（WRC-07以前の）1971年以来、イランを含む第三地域の移動業務に分配されたこと。

b)　GE06協定は、その関連する附属書において、一方の地上デジタル放送及び第5.312号に記載される国々のARNSを含む、もう一方の他の一次地上業務との間の関係を確立していること。

c)　WRC-07は、第5.316B号に基づいて、航空移動を除く第一地域の移動業務に一次的基礎で790-862MHzの周波数帯を分配したこと。また、この分配は2015年6月17日付けで発効し、第5.312号に記載された国々のARNSに関して、第9.21号に基づいて得られた合意に従わなければならないこと。